

令和2年度 富山県議会 議会改革の取り組み  
【議会改革に関する行動計画】

令和2年5月25日

○趣旨

開かれた議会を推進するため、県民に広く議会の活動を知っていただき、県政への関心を高めるほか、議会の活性化、透明性の確保等に資するよう、次のとおり、議会改革を推進するもの。

1 議会基本条例に基づく議会運営

議会基本条例の規定により設置する議会改革推進会議において、次のとおり、議会改革に関する行動計画を策定するとともに、条例に基づく着実な議会運営を行う。

2 住民との情報共有の推進

(1) 県議会広報の充実

県議会への理解をより深めていただくため、定例会の概要等を掲載した広報紙を試行的に発行、配布し、議長の下に設置した広報編集委員会において、その効果を検証する。また、既存媒体のブラッシュアップなども含め、議会活動に関する広報を効果的に展開する方策について検討する。

(2) ソーシャルメディア利用等による情報発信

常任委員会の録画を試行配信し、県民の声も聴きながら、委員会の運営について検討する。

また、県議会ホームページを高齢者や障害者の方々にも配慮したものとするため、県ホームページ（執行部）に合わせてリニューアルに取り組む。

3 住民参加の取り組み

(1) 意見交換会、大学生・高校生等への主権者としての意識醸成、議会報告会

議会傍聴、県議会議員との意見交換を政策テーマを設定して実施する。また、議会報告会については、試行結果等を踏まえ他県の実施状況を調査、あり方等を議論し、開催を検討する。

4 新たな機能強化の取り組み

(1) 議会におけるITの活用の検討

ペーパーレス化を目的としたタブレット端末の導入など、議事運営におけるITの活用を検討する。

(2) 危機管理対応

令和元年度に作成した「富山県議会危機管理対応マニュアル」に基づき行う訓練の具体的な内容や備蓄の必要性などについて検討する。

(3) 仕事と介護、育児との両立・推進

仕事と介護や育児との両立を推進する機運醸成を図るため、令和元年度に富山県議会会議規則を改正し、欠席事由に明記したところであり、欠席が長期に渡る場合の報酬や期末手当の減額等について検討する。